



オアシス研修会「後見事件の運用状況、運用上の諸問題」

去る3月16日、東京家庭裁判所後見センターの菅家忠行裁判官、市川智祥主任書記官、佐々木眞調査官を講師にお招きしてオアシス研修会を開催したところ、会員約80名の参加をみた。

◆事前アンケートで質問・要望等を調査

研修会に先立ち、実際に後見実務に従事しているオアシス登録弁護士を対象に、裁判所に質問したい事項、要望したい事項等についてアンケートにより調査を実施した。アンケートには20名余の弁護士の協力が得られ、質問事項等は30項目以上にも及んだが、その各項目ごとに、裁判官、書記官、調査官より、それぞれの立場から懇切かつ丁寧な回答がなされた。

例えば、「後見人（保佐人、補助人含む、以下同じ）就任前に散逸した被後見人（被保佐人、被補助人含む、以下同じ）の財産について、後見人にはどの程度取り戻すことが求められているか」との質問に対しては、「現状において、被後見人の生活を維持できているか否か、費消した当事者が推定相続人によるものか否か（相続が開始した時点で「特別受益」と考える可能性がある）などの視点を意識しながら、立証と回収可能性を斟酌しつつ個別に判断することになるであろう、ただ、時効との関係で、将来の相続を意識して保全措置を講じなければならない場合もある」との回答がされた。

他にも、質問事項として、「被後見人の居所（特に施設）について親族間に争いがある場合の判断基準は？」「被後見人死亡時、相続人間で紛争が生じている場合の財産の引き継ぎ方法は？」などの後見事務に関する質問や「後見人の報酬の基準は？」「報酬の請求時期は？」のような後見人報酬に関する質問など、後見実務に携わる弁護士が是非とも聞いてみたい質問、要望が目白押しであった。質問の中には、回答しづらいと思われる質問もあったが、裁判官、書記官、調査官より、大変興味深く、時にはかなり踏み込んだ回答がなされ、会場は大いに盛り上がった。

なお、事務レベルの内容として、裁判所に提出する報告書は、やたら長いものよりもポイントを押さえた

ものが望ましいこと、報酬請求は、報告の際に行なった方が効率的であるとのコメントがなされていたので、付記しておきたい。

また、現在検討中の新しい制度である、期限付後見監督人制度について紹介がなされた。裁判所は、弁護士の専門知識と技量をもって、素人後見人の指導的・教育的効果を期待しているようである。今後の運用が注目されるところである。

◆後見人名簿に登録、実務への参加を

成年後見制度は普及し始めてはいるが、肝心の後見人の人材が大変不足している。そのため、当委員会では、より多くの会員にオアシスへの登録、後見実務への参加を求めている。後見人としての仕事は、ただ単に財産を管理する、身上を監護するにとどまらず、あらゆる法律的な場面に直面する総合的な分野である。親族間に紛争があるのは当然のこととして、その中でいかに本人の幸せを実現していくか。遺産分割、借地借家、会社法その他あらゆる法的場面に日常的に直面する一方、法律ガリガリではうまく回らないこともままある。我々弁護士が使う紛争解決手段も、常に判決というわけではなく、和解もあれば調停もある、弁護士会の紛争解決センター等のADRもある、任意の示談もある。経済的に評価した場合、その解決結果の幅は、相当に広いであろうことは間違いがない。事件全体を見渡して、どういう手段をとり、その結果どういう結果を得ることを目指すかは、まさに弁護士としての総合的な力量にかかっている。また、それなりの事件では、それなりの報酬が付与されているようである。

とはいえ初心者・熟練者さまざまな弁護士がいるわけだが、当委員会は、可能な限りサポートする態勢があるので、是非とも多数の会員に後見人名簿に登録していただきたい。オアシス研修会に是非積極的にご参加いただきたい。

（高齢者と障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 吉野 智）